

●香川県告示第426号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を平成21年9月1日から同月15日まで詫間漁業協同組合において縦覧に供する。

平成21年9月1日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 発起人の住所及び氏名
三豊市詫間町詫間6650番地2 安部 等
三豊市詫間町詫間5977番地 小林 俊一
三豊市詫間町詫間6194番地1 安藤 操
- 2 加入区の名称
詫間加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
詫間漁業協同組合